

第2回 有識者会議検討議題

標準仕様に関する検討テーマ	第2回有識者検討会議の結論	事務局での検討事項
議題1 標準的な機能要件の整理について		
①学校選択制について	当初は学校選択制採用の有無でシステム仕様には差が生じることが懸念されたが、大きな機能差はなく業務を実施する時期や通知書の内容が異なる程度であったため、機能要件は共通で扱い、帳票要件で場合分けで対応する。	(特になし)
②住民記録システムからの自動的な記載事項変更について	データの反映方法が"自動"に限定することは望ましくない。 また、更新対象の一覧を確認できるようにする等の対応も必要となるため、事務局にて継続検討の上案を作成する。	住民記録情報との連携パターンは、以下のいずれでも対応できるような記載にする。 【パターン①】住民記録システムを参照している 【パターン②】宛名情報(住登外を含む)を参照している 【パターン③】学齢簿システム内にデータを取り込んでいる また、更新対象者を確認するための「住基異動者リスト(児童・保護者)及び外国人異動者リスト」を帳票要件「ア.実装すべき機能」に定義した。
③保護者の設定について	保護者の設定については、自動判定ができること、その結果を手動で更新できること、は必須機能とする。 ただし、保護者の自動判定要件は各自治体の実情に合わせて決められることが望ましいため、1つに決めるのではなく、パターン化・優先順位設定ができると望ましい。	有識者検討会議で以下のいずれのパターンにも対応可能な仕様が表現されている。 - 続柄から判定する保護者欄と世帯主欄を分けて管理 →管理項目は【保護者】と【世帯主】の2つ用意 - 自動判定の条件は、世帯主か、続柄から判断から選択 特に、「自動判定の条件は、世帯主か、続柄から判断から選択」と定義することを想定していることについて、ご意見をいただきたい。
④再転入等による学齢簿の二重登録について	個人番号(マイナンバー)を活用することが望ましい。	学齢簿の業務は個人番号利用事務にあらず、現在の番号法上活用はできないため、以下の記載にとどめた。 ----- 4.2.1.2 二重登録 再転入や帰化、住登外登録から住民基本台帳登録となった場合、過去の情報と新しい情報の2つのデータを同一人物としてチェックする機能を備え、二重登録と判断した場合は1つの学齢簿に統合することができること。また、同一人リストが出力できること。
⑤支援対象者(DV・ストーカー等)の管理について	ヒアリング自治体においては、管理方法が様々であり、また有識者検討会議でも自治体それぞれが運用がされていることを確認した。	基本方針として、以下を必須機能とした。 ・対象者が否かのフラグを管理すること ・住民情報システムを参照できること ・独自に申請を受けたものについては、登録できること ただし、独自の申請に対する登録内容については今後継続検討とする。
⑥区域外就学における協議書の運用について	標準帳票を定めることで、慣例的に使用している個別の帳票様式から脱する方向とする。	別紙「区域外就学に関する業務フロー」の通り業務フローを定義し、以下を標準帳票として定義した。 ----- ■区域外への就学(住民が他自治体の学校に就学)で利用する帳票 ・区域外就学協議書(回答) …他自治体から協議書とともに承諾書のひな型が届かなかった場合に使用することを想定。 ■区域外からの就学(他自治体の住民が自治体の学校に就学) ・区域外就学申請 ・区域外就学協議書 ・区域外就学の承諾について ・区域外就学許可通知書(保護者宛、学校長宛)
⑦小中学校と特別支援学校等の副次的な学籍管理について	中教審により今後求められるため、標準仕様とする想定だが、ヒアリング自治体の多くは、副籍情報はメモで管理している程度であったため、有識者検討会でいただいた情報を踏まえて、再検討する。	管理項目に「副籍校名(特別支援学校時のみ使用)」と定義した。 学籍情報だけではなく、特別支援学級(固定学級・通級による指導)に関する情報も管理しているベンダーもあるが、学級の管理は校務支援システムの機能であり、本事業の対象外とした。
⑧外国人の就学推進について	文部科学省より令和2年7月1日「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針の策定について」が通知されているため、ヒアリング自治体の中で、管理しているところが少なく、有識者検討会でいただいた情報を踏まえて、再検討する。	以下を標準帳票として定義する予定だが、事例が少なく標準仕様として問題がないか確認したい。 ・公立学校就学意思確認書(外国籍) ・外国人出入国照会書
議題2 標準的な様式・帳票について		
帳票要件に関する基本的な考え方について	基本的な考え方には同意するが、帳票一覧の精査が必要である。	帳票要件の考え方及び帳票一覧は、「資料4 標準的な様式・帳票 帳票要件対比表(自治体)」にて確認をお願いしたい。 特にEUC機能の活用は職員の力量に依る可能性があるため、誰でも使用できるEUC機能を実装し、目付手順書を用意する旨を記載しているが、考慮すべき事項についてご意見をいただきたい。